

【財政係及び施設整備・管理推進室】

<b>1 財務管財事務費</b>	<b>1,222万円</b>
固定資産台帳 LGWAN 管理システム保守業務委託料，新地方公会計制度連結財務書類作成業務委託料，総合賠償補償保険料が主な経費です。	


【財政係】

<b>1 公債費</b>	<b>27億5,118万円</b>
市有公共施設や道路改良工事，土地基盤整備，消防施設整備等の各事業を実施するため，財政融資資金や簡易保険，民間資金からの長期借入に対する元金と利子の返済金です。 本年度は，元金 26 億 5,920 万円，利子 9,198 万円を償還する予定です。	

【入札契約係】

<b>1 入札契約事務費</b>	<b>537万円</b>
本市の事業執行に伴う入札，契約事務及び入札参加資格審査申請の受付事務等に要する経費であり，契約管理システム使用料，電子入札共同利用参加市町村負担金及び入札参加資格審査申請受付の事務補助員報酬が主なものです。	

【施設整備・管理推進室】

<b>1 各支所庁舎管理費</b>	<b>1億8,924万円</b>
庁舎の光熱水費や施設修繕費，夜間警備委託や清掃業務委託など施設を維持管理するための経費と本庁の既存庁舎改修等経費です。	
本庁 1億5,404万円 (R5年度 屋上防水工事) 大隅支所 1,891万円 財部支所 1,629万円	 <p>本庁</p>

## 2 車両管理費

2,921万円

財政課が管理している公用車の維持管理費で、財政課では51台（大隅9台、財部9台、本庁33台）の公用車を管理しています。燃料費や車検代、全課の公用車の任意保険料等の経費が主なものです。

令和5年度は、新規車両を1台計画しています。

## 3 普通財産管理費

1,312万円

廃校になった旧中学校等の普通財産の敷地や建物等を管理するための経費であり、施設の光熱水費や施設修繕費、市有地管理業務委託料が主なものです。

### 【大隅支所 地域振興課】

#### 1 大隅支所庁舎整備事業

1億1,352万円

老朽化した大隅支所庁舎の移転建替を行い大規模災害時における庁舎の機能維持を図り市民と職員の安全性を高めます。

また、支所庁舎は大隅中央公民館と図書館大隅分館を併設する計画で、令和7年5月開庁を予定しています。

<現庁舎>

竣工 昭和33年（築64年）

【主な事業内容】

造成工事、庁舎本体工事



大隅支所

### 【財部支所 地域振興課】

#### 1 財部支所庁舎整備事業

2,955万円

老朽化した財部支所庁舎の建替を行い、大規模災害時における庁舎の機能維持を図り、市民と職員の安全性を高めます。

財部図書館・郷土館跡地に建替の計画で、令和7年5月開庁を予定しています。

<現庁舎>

竣工 昭和41年（築56年）

【主な事業内容】

基本・実施設計業務委託

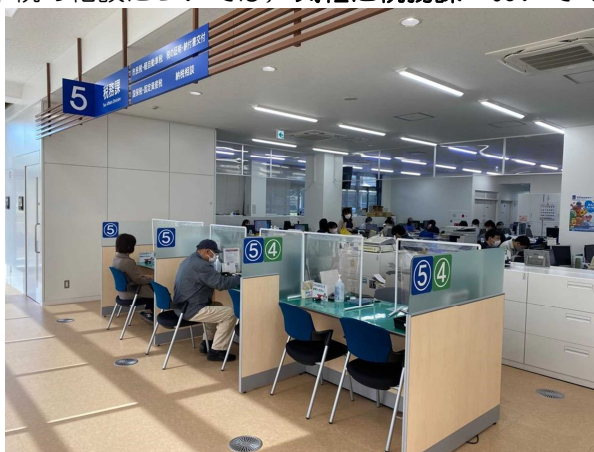


財部支所

## 税務課・地域振興課

### 【市民税係・固定資産税係・収納管理係・滞納整理係・税務係（各支所）】

—市税は、私たちの生活を支える糧となっています—  
 市税の相談については、気軽に税務課へおいでください。



税務課では、『適正かつ公平な賦課及び収納管理』に努めることを基本理念としながら、市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、国民健康保険税)の課税や収納、証明書発行及び地籍情報管理等の業務を行っています。

#### 1 市税に関する事項

##### (1) 市民税

- ① 個人市民税 9億7,502万円  
 給与、営業、農業、年金などの所得がある人が納める税金です。
- ② 法人市民税 1億4,003万円  
 市内に事業所を有する法人が納める税金です。

##### (2) 固定資産税 17億9,824万円

1月1日現在で、市内に土地、家屋、償却資産を所有している人が納める税金です。  
 税率は、課税標準額の1.4%となっています。

土地に係る税額を3億7,098万円、家屋に係る税額を8億3,365万円、償却資産に係る税額を5億7,879万円、国有資産等所在市町村交付金として1,482万円を見込んでいます。

##### (3) 軽自動車税 1億6,972万円

市内で軽自動車を所有している人が納める税金で、台数を26,633台と推定しました。

適用開始 車種別	H28.4 から	H27.4 以降 新規検査車	新規検査から 13年経過車	H27.3 以前 新規検査車
原動機付自転車	2,000円			
四輪貨物自動車		5,000円	6,000円	4,000円
四輪乗用自動車		10,800円	12,900円	7,200円

##### (4) 市たばこ税 1億7,914万円

市内のたばこ販売店で販売されたたばこの本数に基づいて納められる税金です。

『たばこは市内で買いましょう』

## 2 市税以外に関する事項

(1) 手数料 所得証明や資産証明及び督促手数料です。	532 万円
(2) 県民税徴収取扱事務委託金 県から委託を受け、県民税を市民税と共に収納していることに対する委託金です。	4,484 万円

## 3 歳出に関する事項

(1) 地籍管理費 地籍の基準点、筆界点の管理及び地籍システムの管理、運用のための経費です。	911 万円
(2) 徴税費 適正な税の課税処理や収納業務及び納税通知書発行等に係る経費で、主なものは、課税業務や収納業務に係る電算システム委託料などです。	4,814 万円

### 税務証明手数料一覧

証明区分	単位	手数料	証明区分	単位	手数料
納税証明書	1 件	200 円	固定資産証明	1 件	200 円
所得証明書	1 件	200 円	固定資産無資産証明	1 件	200 円
課税証明書	1 件	200 円	固定資産名寄帳証明書	1 件	200 円
土地台帳閲覧	1 冊	200 円	固定資産評価証明書	1 件	200 円
地籍図 (データ出力含む)	A3	1 枚	固定資産公課証明書	1 件	200 円
	A4	1 枚	住宅用家屋証明	1 件	1,300 円
航空写真	A3	1 枚	図根点座標値(データ出力含む)	1 枚	200 円
一筆図(座標値を含む)(データ出力含む)				1 筆	500 円
納税証明書(軽自動車継続検査用)					無料
申告用国民健康保険税納付証明書					無料

※ その他記載のない証明については税務課まで問い合わせください。

### 市税納期一覧

月種	市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	納期限
徴収区分	普通徴収	—	—	普通徴収	
4月					5月 1日
5月		1期	全期		5月31日
6月	1期			1期	6月30日
7月		2期		2期	7月31日
8月	2期			3期	8月31日
9月		3期		4期	10月 2日
10月	3期			5期	10月31日
11月		4期		6期	11月30日
12月	4期			7期	12月25日
1月				8期	1月31日
2月				9期	2月29日
3月					4月 1日

## 【会計係】

### 会計事務費

1,080万円

市民の皆様に納めていただく各種税や料などの収納業務、また、行政の仕事を進めるうえで生じる支払いや資金の管理を行っています。

その他、事務用品や備品の調達及び管理を行っています。

各種税や料のお支払いは口座振替が便利です。

金融機関に口座振替依頼書が備え付けてあります。預金通帳と通帳印をお持ちのうえ、申し込みをお願いします。

\*市内で手続きできる金融機関

- ・そお鹿児島農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行（沖縄を除く九州内）
- ・南日本銀行
- ・鹿児島相互信用金庫
- ・鹿児島興業信用組合
- ・鹿児島銀行

コンビニでも各種税や料を納入できます。是非ご利用ください。

\*市内のコンビニで納入できる各種税や料

- ・市県民税
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税
- ・介護保険料（1号）
- ・後期高齢者医療保険料
- ・保育料
- ・住宅使用料（教職員住宅含む）
- ・上下水道料
- ・浄化槽使用料
- ・育英奨学資金返還金

\*市内で納入できるコンビニ

- ・ローソン
- ・セブンイレブン
- ・ファミリーマート

なお、各種税や料（育英奨学資金返還金は除く）について、アプリ決済による納付も可能です。対象料等については、各納付書にてご確認をお願いします。



## 市民環境課・地域振興課

### 【市民環境課総合窓口・地域振興課市民係】

#### 1 旅券取扱事務費

50万円

- 旅券（パスポート）の申請及び受け取りができます。
- 申請者は、日本国籍を有し、曾於市に住民登録をしている方です。
- 申請には、一般旅券発給申請書、戸籍謄本、写真、本人確認書類等が必要です。申請してから、パスポートが届くまで土、日、祝日を含まず10日間の期間を要しますので早めに手続きをお願いします。
- パスポート受け取りの際には、下表の手数料が必要です。



種別	収入印紙(国)	鹿児島県収入証紙	合計
10年旅券（18歳以上）	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券（12歳以上）	9,000円	2,000円	11,000円
5年旅券（12歳未満）	4,000円	2,000円	6,000円

※鹿児島県収入証紙及び収入印紙は、市内の取扱店で販売しています。

#### 2 戸籍住民基本台帳費

4,300万円

住民基本台帳の記録、印鑑登録、各種証明等に関する事務を行っています。

##### (1) 住民異動関係届

種類	持参する物	届出期間
転入届	運転免許証・マイナンバーカード・基礎年金番号通知書	14日以内に届けてください。
転出届	運転免許証・マイナンバーカード・国民健康保険証	新住所に移る前に届けてください。
転居届	運転免許証・マイナンバーカード・国民健康保険証	14日以内に届けてください。

※代理人が届出をする場合は、委任状が必要です。

##### (2) 各種証明手数料

種類	持参する物	手数料
戸籍謄本・戸籍抄本	運転免許証等（戸籍に記載されていない人が請求するときは、委任状が必要です。）	450円
除籍謄本・除籍抄本	運転免許証等（直系尊属、直系卑族以外の人は請求できません。）	750円
住民票	運転免許証等	200円
印鑑登録	印鑑・運転免許証等	200円
印鑑登録証明	印鑑登録カード・運転免許証等	200円
臨時運行許可	車検証・自賠責証・運転免許証等	750円

##### (3) マイナンバーカード（個人番号カード）申請・取得

マイナンバーカードの申請につきましては、無料にて写真を撮影させていただき窓口でオンライン申請を行います。なお、マイナンバーカードに関する問い合わせについては、住所地を管轄する本庁及び各支所に対応しています。お気軽にお問い合わせください。



## 【市民環境課戸籍係・地域振興課市民係】

### 1 戸籍

出生届（14日以内）、死亡届（7日以内）、婚姻届等その他の各戸籍関係の届書の受理、審査、記載等に関する事務を行っています。

### 2 人権啓発活動活性化事業

48万円

園児や児童、或いは地域住民が人権問題について関心を高め、差別のない社会づくりに関する取り組みを行います。

市内の小学校で「人権の花」であるひまわりの栽培活動を通して、生命の尊さや友達と協力することの素晴らしさへの気づきを促す「人権の花」運動を実施しています。

また、市内の就学前の園児には、人権キャラクターとのふれあいや、塗り絵等を通して、人権の大切さを学ぶ「じんけんってなぁーに」運動を実施しています。



人KEN あゆみちゃん・まもる君

### 3 斎苑管理費

3,123万円

火葬料は13歳以上8,000円、式場料は3時間以内5,220円、通夜料は24時間以内15,670円等となっています。

なお、友引の日も利用できます。

（年1回お盆供養を行っています。）

【火葬場の休業日】

1月1日及び市長が定める日



## 【市民環境課国民年金係・地域振興課市民係】

### 1 国民年金事務費

141万円

#### (1) 国民年金係が扱う事務

##### ① 国民年金被保険者（1号被保険者）の各種届出

- 厚生年金をやめて国民年金に加入するとき（2号被保険者→1号被保険者）
- 2号被保険者の扶養から国民年金に切り替えるとき（3号被保険者→1号被保険者）  
※1号被保険者から2号又は3号被保険者への切り替えは事業所が行ないます。

##### ② 国民年金保険料の免除申請（学生納付特例、納付猶予、一般免除）

- 一定の所得以下であれば申請によって保険料が免除されます。

##### ③ 国民年金受給に関する請求

- 老齢基礎年金・・・受給資格期間（10年以上）を満した人が65歳になったとき  
※繰上げ、繰下げ請求は60歳以上75歳までの間
- 障害基礎年金・・・納付要件を満たしている方で、病気やケガによる障害状態が障害年金1級又は2級の認定基準に該当したとき

- 遺族基礎年金・・・受給資格期間（25年以上）又は納付要件を満たした人が死亡したとき、生計同一で18歳以下の子、又は子のある配偶者に支給されます。
- 未支給年金・・・年金受給者が死亡したとき、生計同一関係の遺族に支給されます。
- 死亡一時金・・・第1号被保険者として3年以上納付されている人が、老齢基礎年金又は障害基礎年金のいずれも受けることなく死亡したとき生計同一関係の遺族に支給されます。
- 寡婦年金・・・10年以上保険料を納めていた夫（婚姻期間10年以上）を亡くした妻に支給されます。（60歳から65歳までの間受給されます）

- ④ 国民年金受給者に関する各種届出
- ⑤ 国民年金に関する相談、広報

(2) 国民年金保険料の徴収は国（日本年金機構）が直接行います。

●保険料の納付方法

- ①納付書で金融機関やコンビニなどで現金払い
- ②口座から引き落としで納付
- ③クレジットカードで納付
- ④スマートフォンアプリ電子決済で納付（令和5年2月20日開始）



【市民環境課環境係・地域振興課環境係】

1 犬の登録・狂犬病の予防接種

36万円

生後3か月以上の犬は、法律に基づき登録する必要があります。

狂犬病の予防注射は、毎年1回接種しなければなりません。本市では各地区で集合注射を実施しています。

- 犬の放し飼いは止めましょう！
- 散歩中のフンは、飼い主が後始末をしましょう！

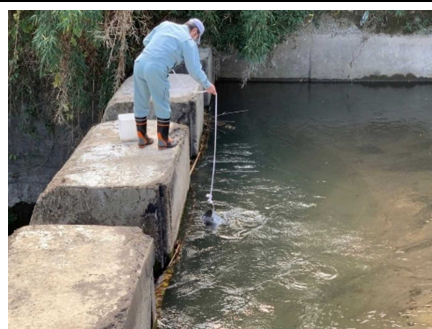


2 環境衛生費・環境対策費

568万円

市内の環境パトロールの実施や河川浄化等推進員による河川環境の監視や啓発活動を行っています。環境対策審議会では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、悪臭、不法投棄対策等について審議を行い、住みよい環境衛生の向上に努めています。

なお、一般廃棄物処理基本計画の見直しを適宜行いながら、更なる適正処理に努めます。





### 3 ごみ減量対策費

1億8,072万円

ごみの減量化や容器包装リサイクル法や家電リサイクル法に基づき、資源の有効利用を図るため、分別収集を行っています。

不法投棄は、摘発され起訴されると  
5年以上の懲役又は1千万円以下の  
罰金が科せられます。

【ごみ減量化及び資源ごみの回収活動に対する補助金】

- 家庭用生ごみ処理機器購入補助金  
購入価格の2分の1以内（25,000円が上限）で補助金を交付します。（市内店舗）
- 資源ごみ回収活動補助金 実施回数及び回収量に応じ補助金を交付します。



### 4 塵芥処理費

2億751万円

曾於市クリーンセンター管理費・大隅埋立処分場管理費・財部埋立処分場管理費

※家庭から出る粗大ごみは、曾於市クリーンセンターへ直接搬入となります。

- 搬入日 毎週 月曜日～土曜日 ・ 毎月 第3日曜日
- 受付時間 毎週 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時30分  
毎月 第3日曜日 午前9時00分～午後4時00分
- 休業日 日曜日（第3日曜日を除く。）  
国民の祝日（振替休日を含む）  
1月1日～1月3日、8月15日、12月31日
- ごみは分別して搬入してください。



曾於市クリーンセンター



大隅一般廃棄物  
最終処分場



財部一般廃棄物  
最終処分場

### 5 し尿処理費（曾於北部衛生処理組合負担金）

8,525万円

曾於市、志布志市松山町、鹿屋市  
輝北町で、均等割、人口割、実績割  
で負担し運営しています。



## 6 生活排水処理事業

### 市町村設置型

6,728万円

この事業は、財部町全域が対象であり、平成14～令和3年度に設置した浄化槽の適正な維持管理を行う事業です。

① 毎月の使用料〈消費税を含む〉

5人槽 1基当たり 3,630円

7人槽 1基当たり 4,180円

10人槽 1基当たり 5,060円

※ 維持管理の内容

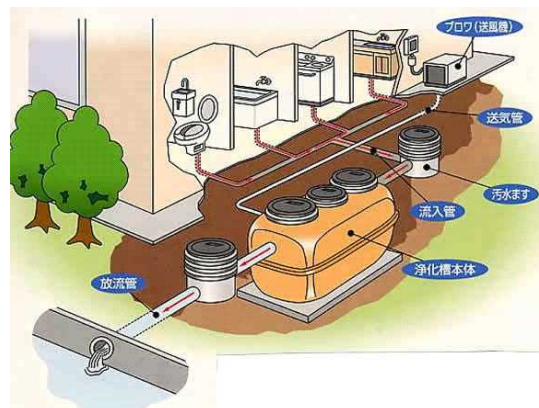
- ・ 毎月の保守点検や薬品の補充
- ・ 年1回の汚泥の引き抜き〈浄化槽清掃〉
- ・ 年1回の法定検査（浄化槽法第11条）
- ・ 浄化槽やブロワー等の修繕（ブロワーの電気代は、使用者の負担です。）

※ 令和3年度で市町村設置型による浄化槽の新規設置・整備を終了しました。

※ 令和4年度より、設置年度の古いものから順次所有者へ無償譲渡を行っています。

※ 令和5年度も引き続き、10年経過した浄化槽について無償譲渡を行う計画です。

※ 財部町地域で新規に浄化槽を設置する場合は、大隅町地域及び末吉町地域と同様に浄化槽設置補助金を交付します。浄化槽設置補助金は、本庁水道課で取り扱っています。



# 福祉介護課(福祉事務所)

直通 本 庁(福祉介護課)0986-76-8807  
財部支所(保健福祉課)0986-72-0936  
大隅支所(保健福祉課)099-482-5925

## 【社会福祉係】

<b>1 民生委員児童委員活動事業</b>	<b>2,372万円</b>
市民生委員児童委員協議会連合会, 地区民生委員児童委員協議会の毎月の定例会及び地域福祉のために調査・活動するための民生委員児童委員の経費です。	
【対象者】	
末吉地区民生委員児童委員協議会 45 名 (うち主任児童委員 3 名)	
大隅地区民生委員児童委員協議会 41 名 (うち主任児童委員 2 名)	
財部地区民生委員児童委員協議会 28 名 (うち主任児童委員 2 名)	
<b>2 戦没者追悼事業</b>	<b>67万円</b>
市戦没者追悼式を行い, 戦没者に哀悼の誠を捧げ, 恒久の平和を願う事業です。	
<b>3 曾於市社会福祉協議会運営費補助</b>	<b>2,500万円</b>
曾於市の福祉の一翼を担っている曾於市社会福祉協議会の運営に要する経費の一部を補助します。	
<b>4 地域福祉活動(福祉団体)支援事業</b>	<b>135万円</b>
市の各福祉団体(保護司会,遺族会連合会,身体障害者協議会,手をつなぐ育成会)の活性化と自主活動を支援するため運営費の一部を補助します。	
<b>5 地域自殺予防対策強化事業</b>	<b>170万円</b>
自殺予防のため相談支援や啓発事業等により自殺対策の強化を図ります。	
<b>6 成年後見制度利用支援事業</b>	<b>738万円</b>
認知症やその他の障害がある市民の権利と財産を守るため, 市では地域連携ネットワークおよび中核機関の運営を行う必要があります。成年後見制度の利用促進および中核機関の運営を実施します。	
<b>7 DV 被害者支援事業</b>	<b>38万円</b>
「あらゆる形態の暴力の根絶」を基本理念に策定された「曾於市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」に基づき, 暴力を認めない社会の実現と, 市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。そのため, ドメスティックバイオレンス(DV)に対する理解促進や被害者支援のため研修会等を開催したり, 被害者が一人で悩まず, 早期に相談できるよう, 相談窓口の周知を図ります。また, DV 及びストーカー被害者支援として, 被害者が緊急一時避難するための宿泊施設や食事の提供, 身の回り品などの命の保護と生活費の支給を行います。	

## 【地域・高齢者支援係】

<b>1 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業</b>	<b>19万円</b>
高齢者のみの世帯や障害や病気で寝たきりの要介護者等がいる世帯の寝具類の衛生管理のために洗濯乾燥消毒サービスを行い、生活支援・保健支援を行います。	
<b>2 長寿クラブ助成事業</b>	<b>413万円</b>
市内の各単位長寿クラブ及び市長寿クラブ連合会の活性化と組織の自主活動を支援するため運営費の一部を助成します。	
<b>3 高齢者労働能力活用事業</b>	<b>1,640万円</b>
高齢者の雇用促進と生きがいを支援するために、シルバー人材センターの運営に対して補助します。	
<b>4 寝たきり介護手当助成事業</b>	<b>1,404万円</b>
市内に居住される在宅の寝たきりの高齢者や身体障害者等を長期的に介護している方に対し、その労をねぎらい福祉の増進を図るために助成します。 助成金は1か月あたり1万円です。	
<b>5 養護老人ホーム措置費</b>	<b>1,729万円</b>
経済的や環境上の理由により居宅で生活できない高齢者が市立の清寿園に入所できず、やむを得ず他の市町村の養護老人ホームに入所したときの経費です。	
<b>6 養護老人ホーム扶助費</b>	<b>443万円</b>
養護老人ホーム清寿園に入所している高齢者の、入院費や介護保険サービス費等です。入所者が安心して暮らせるための経費です。	
<b>7 敬老祝金等支給事業</b>	<b>3,023万円</b>
永年の間、市政の発展やその他にご尽力くださった高齢者に感謝し、その功績をたたえ、敬老の祝金を支給します。	
<b>8 金婚式開催事業</b>	<b>110万円</b>
結婚50周年を迎えられた方々を対象に合同金婚式を開催し祝福します。	
<b>9 訪問給食サービス事業</b>	<b>1億2,636万円</b>
高齢者の見守りや健康保持、自立生活の維持を図るため昼食及び夕食の宅配を業者に委託し、給食費の一部を助成します。	
<b>10 高齢者住宅改造推進事業</b>	<b>266万円</b>
自立の促進や介護の軽減を図るため、介護保険の要介護認定を受けた高齢者や重度の身体障害者の居住する住宅を改修した時にその費用の一部を助成します。	
<b>11 日帰り入浴サービス事業</b>	<b>35万円</b>
交通の便が悪いところに住んでいらっしゃる高齢者の福祉向上と弥五郎伝説の里の入浴施設の利用促進を図るため入浴サービス事業を実施します。	
<b>12 養護老人ホーム清寿園管理費</b>	<b>9,778万円</b>
養護老人ホーム清寿園は、経済的な理由や環境上の理由により居宅で生活できない高齢者が入所して生活する市立の施設です。清寿園は社会福祉法人スマイリング・パークに指定管理していますが、その指定管理料が主なものです。	



<b>13 高齢者見守り対策事業</b>	<b>1,545万円</b>
高齢者等の援護を必要とする人々に対して、声かけや安否確認などを行うとともに近隣福祉ネットワークづくりを促進し、在宅福祉の促進を図ります。	
<b>14 高齢者補聴器購入補助事業</b>	<b>120万円</b>
聴力能力の低下により日常生活に支障がある高齢者に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を補助します。(購入費の1/2以内、上限2万円)	
<b>15 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業</b>	<b>318万円</b>
高齢者を含む地域の任意の団体が行う互助活動に対して、地域商品券に交換できるポイントを付与し、介護予防の推進を図るとともに、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図るものです。	
<b>16 多世代交流・多機能型支援の拠点づくり事業</b>	<b>50万円</b>
子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集い、住民自らサービスを提供する多世代・多機能型の福祉拠点施設に対し運営費補助を行い、行政サービスだけでは対応困難な地域課題やニーズに対応した活動を地域住民自ら実践することにより、心豊かな共生・協働型の地域コミュニティの形成を図るものです。	
<b>17 若年患者療養支援事業</b>	<b>48万円</b>
若年(39歳以下)患者の在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担を軽減するため訪問介護等のサービス費や福祉用具の購入費を補助する事業です。	
<b>18 地域支援事業費(介護保険事業特別会計)</b>	<b>2億4,800万円</b>
「地域支援事業」は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けていくために介護が必要な状態になる以前から、適切な予防活動を行うとともに、介護が必要となっても高齢者の心身の状態に応じて保健・福祉・介護等のサービスが切れ目なく提供されるように支援していく事業です。	
<b>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業</b>	<b>1億3,727万円</b>
生活機能の向上と自立した日常生活の継続を目指し、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する事業です。要支援に相当する状態の者(事業対象者)を対象とする介護予防・生活支援サービス事業と全高齢者を対象とする一般介護予防事業があります。	
<b>ア 介護予防・生活支援サービス事業</b>	<b>1億1,975万円</b>
介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを事業対象として実施します。	
ア	基準型訪問・通所サービス ホームヘルプ及びデイサービス事業。多様なサービスの利用が困難な場合。
イ	軽費型訪問介護事業 ケアマネジメントの指示に基づき、市が実施する研修を受講した者による身体介助を伴わない生活援助。
ウ	住民主体型訪問介護事業 ケアマネジメントの指示に基づき、市が実施する研修を受講した者による身体介助を伴わない短時間の生活援助。
エ	短期集中型通所介護事業 保健・医療専門職の多職種連携による3~6か月の短期集中サービス。

才 基準緩和型通所介護事業

専門職及び市が実施する研修を受講した者による通いの場。

力 住民主体型通所介護事業

市が実施する研修を受講した者による住民主体の通いの場。

キ 移動支援型サービス事業

住民主体型通所介護事業の利用促進のため行う事業所への移動支援補助。

**イ 一般介護予防事業費**

**1,752万円**

市内のすべての高齢者及び支援者に対し、介護予防の意義や知識の普及啓発、地域活動組織の育成・支援を行い、介護予防に向けた地域づくりを促進します。

介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの配布を行うとともに、地域において住民主体の通いの場の充実につながるよう介護予防教室を行います。

高齢者元気度アップ・ポイント事業では、高齢者の自主的な活動に対し、地域商品券等に交換できるポイントを付与し、生きがいづくりの推進、地域の活性化を図ります。

**(2) 包括的支援事業・任意事業**

**1億1,073万円**

地域の高齢者を支援するために「介護予防ケアマネジメント」・「総合相談や支援」・「権利擁護」・「ケアマネジメント支援」などや、地域支援事業の理念にかなった事業が、地域の実情に応じて市独自の発想や創意工夫を生かした形態により実施されます。

ア 地域包括支援センター運営業務

地域包括支援センターは、介護予防の中核拠点として、三専門職（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）が連携し、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を推進するために必要な業務を行う機関です。

平成30年度から運営を社会福祉法人等へ委託を行い、専門職の人員体制を強化することにより、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

イ 認知症総合支援事業

初期の対応体制が構築されることにより、早期に認知症の診断が行われ、速やかに適切な医療・介護などが受けられるよう支援する事業です。

ウ 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、生活支援コーディネータを配置し、地域における支え合い活動などの住民主体の活動への取組を推進する事業です。

エ 地域包括ケア会議事業

高齢者のニーズに見合うサービスの総合調整や高齢者虐待防止、認知症見守りなど地域ケアの総合調整を行うための事業です。

オ 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、近隣の市町、医師会と協力し必要な支援を行っていきます。

- カ 家族介護継続支援（家族介護慰労）事業  
要介護高齢者で、1年間介護保険サービスを受けなかった方を在宅で介護している方に現金を支給するものです。
- キ 家族介護継続支援（介護用品支給）事業  
要介護高齢者を介護している家族等に介護用品を支給することにより経済負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図るものです。
- ク 地域自立生活支援（緊急通報システム）事業  
ひとり暮らし等の高齢者宅に緊急通報システムを設置し、緊急時の早急な対応や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応をするとともに、日常生活のサポート支援及び安否確認を行う事業です。
- ケ 訪問給食サービス事業  
短期間で体重減少が著しいひとり暮らしの高齢者等に食事を提供することにより、見守りを含め健康の保持、自立生活の維持を図り、食生活の改善、安否確認など在宅福祉の推進を図ります。
- コ 認知症サポーター等養成事業  
認知症の方や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の方や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。
- サ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業  
認知症対応型共同生活介護事業所に入所している本人または家族の経済的負担の軽減を図る目的で利用者負担の軽減を行っている事業者に対して助成を行います。

## 【障害福祉係】

<b>1 重度心身障害者（児）医療費助成事業</b>	<b>1億1,781万円</b>
重度の心身障害者（児）が健康の保持増進のために各健康保険で支払った医療費の自己負担分を全額助成します。	
<b>2 自立支援医療（更生医療・育成医療）給付事業</b>	<b>6,724万円</b>
医療により障害を軽減あるいは機能の維持が保たれる等の効果を期待できる身体障害者手帳交付を受けている18歳以上の者に更生医療を給付し、身体に障害のある児童、又は現存する疾患を放置すれば将来障害を残すと認められる児童のうち、医療により障害が除去あるいは軽減される見込みのある児童に対し、育成医療を給付します。	
<b>3 療養介護医療費給付事業</b>	<b>1,239万円</b>
進行性筋萎縮症等に罹患している身体障害者の経済的負担を軽減するために、療養に必要な医療費を給付します。	
<b>4 特別障害者手当</b>	<b>1,943万円</b>
心身に極めて重度の障害があり、その障害ゆえに常時特別の介護を必要とする在宅で生活している方で一定の要件に該当する場合、その負担に対する一助として20歳以上の方に特別障害者手当を支給し、20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給します。	

<b>5 心身障害者扶養共済費</b>	<b>68万円</b>
心身障害者（児）の保護者が死亡した場合等に終身一定額の年金を支給します。また、心身障害者（児）の経済的負担を軽減するために共済掛金の一部を助成します。	
<b>6 地域生活支援事業</b>	<b>2,375万円</b>
在宅の障害者等に対して、移動支援や相談支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、手話通訳者等の派遣等の事業や、自動車改造費助成等を行います。また、就労支援施設等における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給し社会復帰の促進を図ります。	
<b>7 重度障害者等日常生活用具給付事業</b>	<b>1,485万円</b>
在宅の重度障害者等の日常生活の便宜を図るために、特殊寝台や浴槽、便器、たん吸引器、消化器系・尿路系等の日常生活用具を給付又は貸与します。	
<b>8 身体障害者等補装具費支給事業</b>	<b>1,000万円</b>
身体障害者等の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる補装具の交付や修理にかかる費用を支給します。	
<b>9 障害福祉サービス費</b>	<b>12億5,657万円</b>
障害者等の家庭内や社会等での日常生活活動を支援し、施設に入所または通所してサービスを受けている障害者等に介護給付（居宅介護、生活介護等）や訓練等給付（自立訓練、就労支援等）、相談支援給付、障害児通所支援などの給付費を支給します。	
<b>10 軽度・中等度難聴児補聴器助成事業</b>	<b>16万円</b>
身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。	
<b>11 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業</b>	<b>25万円</b>
指定小児慢性特定疾患医療機関に通院または入院する小児慢性特定疾患児童等に対して、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。	

## 【生活福祉係】

<b>1 生活保護適正実施事業</b>	<b>919万円</b>
生活保護行政の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化を図ります。また、面接相談員による生活保護の申請や相談への適切な対応を図ります。さらに、生活保護関係職員の資質向上のために研修を行い、生活保護の適正な実施に向けた取り組みを推進します。	



<b>2 生活保護扶助費</b>	<b>5億4,990万円</b>
生活に困窮する市民で、その人が利用し得る現金・資産・稼働能力その他あらゆるものを生活費に当てても最低限度の生活ができない人に対して生活、教育、住宅、医療等の扶助費を支給し、その人の最低限度の生活を保障します。	

**【生活相談支援センター】（令和4年度から社会福祉協議会で実施しています。）**

<b>1 生活困窮者自立支援事業</b>	<b>1,744万円</b>
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者からの相談に包括的に応じ、自立に向けた支援計画を作成するとともに、計画に基づき継続的な支援を行うほか、関係機関との連絡調整等を行い、自立した生活を送れるように支援します。	
<b>2 住居確保給付金事業</b>	<b>38万円</b>
離職により住宅を失った生活困窮者に対して、家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給します。	
<b>3 生活困窮者自立支援一時生活支援事業費</b>	<b>37万円</b>
住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の日常生活に必要な支援提供等を行います。	
<b>4 生活困窮者自立支援就労準備支援事業費</b>	<b>287万円</b>
生活困窮者等の一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練を行います。	
<b>5 生活困窮者自立支援家計改善支援事業費</b>	<b>243万円</b>
家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援を行います。（貸付のあっせん等を含む）	
<b>6 生活困窮者自立支援子ども学習支援事業費</b>	<b>737万円</b>
生活困窮者世帯における子ども等の教育及び就労（進路選択等）に対して、社会的な自立を実現するための支援を行います。	

**【大隅支所 保健福祉課 福祉係】**

<b>芙蓉之塔管理費</b>	<b>73万円</b>
芙蓉部隊について後世に伝え、反戦・平和を願うため、芙蓉部隊戦没者追悼式の実施と芙蓉之塔（慰霊塔）の管理を行います。	

## 【介護保険係】

<b>1 一般会計</b>	<b>10億112万円</b>
<b>(1) 保険利用者負担対策事業</b>	<b>340万円</b>
<p>社会福祉法人に助成することにより、法人の介護保険サービスを利用している低所得者の負担を軽減してもらいます。結果として、その法人を利用している低所得者の利用料が軽減されます。</p>	
<b>(2) 介護保険特別会計繰出金（低所得者保険料軽減分）</b>	<b>1億980万円</b>
<p>65歳以上の被保険者のうち一定額以下の被保険者（第1段階から第3段階まで）の保険料の負担軽減を行うため。保険料軽減に要する費用を特別会計に繰り出すものです。</p>	
<b>2 介護保険事業特別会計</b>	<b>59億5,940万円</b>
<p>介護保険は、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けるまちづくりを目指し、地域でできる限り自立した生活を送るためにつくられた制度で市が運営主体となります。介護保険サービスを利用する際には個人負担があります。（個人負担は、利用する人の所得に応じてサービス費用の1割、2割、3割のいずれかになります。）（以下、「基準利用者負担額」といいます。）</p>	
<b>(1) 認定審査会事務負担金</b>	<b>6,065万円</b>
<p>介護保険法の規定に基づき曾於市・志布志市・大崎町で運営している曾於地区介護保険組合に支払う負担金です。この曾於地区介護保険組合は、介護認定審査会の審査や認定に関する業務を共同処理し円滑に遂行するために設立されたものです。</p>	
<b>(2) 居宅介護サービス給付費</b>	<b>15億3,600円</b>
<p>要介護認定を受けた方が、訪問系サービスや通所系サービス、福祉用具の貸与等のサービスを利用した場合に要介護度ごとの支給限度基準額内で保険給付されます。利用者は基準利用者負担額を負担します。</p>	
<b>(3) 介護予防サービス給付費</b>	<b>9,120万円</b>
<p>要支援認定を受けた方が、ホームヘルプサービス以外の訪問系サービスやデイサービス以外の通所系サービス、予防のための福祉用具の貸与等のサービスを利用した場合に支給限度基準額内で保険給付されます。利用者は基準利用者負担額を負担します。</p>	
<b>(4) 地域密着型介護サービス給付費</b>	<b>14億6,700万円</b>
<p>要介護認定を受けた方が、認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護・小規模介護老人福祉施設・小規模の通所介護等の地域密着型サービスを利用した場合に、サービスの種類ごとに保険給付され、利用者は基準利用者負担額を負担します。</p>	
<b>(5) 地域密着型介護予防サービス給付費</b>	<b>1,332万円</b>
<p>要支援認定を受けた方が、認知症対応型共同生活介護（要支援2に限る。）や小規模多機能型居宅介護等を利用した場合にサービスの種類ごとに基準費用額が保険給付され、利用者は基準利用者負担額を負担します。</p>	
<b>(6) 施設介護サービス給付費</b>	<b>17億5,200万円</b>
<p>介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医院）に入所（入院）し、それぞれの機能に応じた施設サービスを利用した場合に、支給限度基準額内で保険給付されます。利用者は基準利用者負担額を負担します。</p>	

**(7) 居宅介護（介護予防）福祉用具の購入費 750万円**

要介護（要支援）認定を受けた方で生活環境を整えるために特殊尿器・入浴補助用具・ポータブルトイレ等自分にあつた福祉用具を購入した場合に保険給付されます。

事業者にいったん全額を支払い、領収書等と一緒に市役所の窓口申請し基準利用者負担額の割合に応じて戻ってきます。一人当たり年間10万円が限度となります。

**(8) 居宅介護（介護予防）住宅改修費 2,100万円**

要介護（要支援）認定を受けた方で手すりの取付けや段差解消・引き戸などへの扉の取替え等自宅で安心して暮らすための住宅改修ができます。改修する場合は、事前に見積書や着工前の写真等と一緒に市役所の窓口申請をします。工事終了後は、申請により償還払い方法と受領委任払い法の2つの方法が選択できます。一人当たり20万円が限度となります。

（原則1回限りの支給です。）利用者は、基準利用者負担額を負担します。

**(9) 居宅介護（介護予防）サービス計画給付費 2億700万円**

居宅介護サービスを適切に利用できるように居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、利用者や家族等の希望、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて居宅サービス計画を作成しサービス事業者との連絡調整を行います。（作成のための自己負担はありません。）

**(10) 審査支払手数料 483万円**

利用者の皆さんがサービスを利用した時の利用料が正しいか県の国保連合会が審査します。その審査手数料になります。

**(11) 高額介護（介護予防）サービス費 1億4,190万円**

居宅介護（介護予防）サービス・地域密着型（介護予防）サービス・施設サービスについて基準利用者負担額の合計額が所得区分に応じた負担限度額を超えた時に、超えた額を償還払いで支給します。

番号	利用者負担段階区分	利用者負担・上限額
1	・年収約1,160万円以上の方	140,100円（世帯）
	・年収約770万円以上 1,160万円未満の方	93,000円（世帯）
	・年収約383万円以上 770万円未満の方	44,400円（世帯）
2	・上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
3	・世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
	・高齢福祉年金の受給者の方	24,600円（世帯）
	・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方等	15,000円（個人）
4	・生活保護受給者の方等	15,000円（個人）

**(12) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費****1,925万円**

医療費・介護費（介護予防費）の両方が高額となった世帯で自己負担の合計額が所得区分に応じた負担限度額を超えるときは、超える額を償還払いで支給します。

## 70歳未満の方

区分(基準総所得額)		限度額
基準 総 所得 額	901万円超	212万円
	600万円超～901万円以下	141万円
	210万円超～600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

## 70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
課税所得 380万円以上690万円未満	141万円
課税所得 145万円以上380万円未満	67万円
一般（住民税課税世帯の方）	56万円
低所得者（住民税非課税世帯の方）	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）	19万円



(13) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

2億8,870万円

低所得の要介護者が、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設等で施設サービスや短期入所生活介護（要支援者を含む）を利用した場合、食費と居住費について所得区分ごとの負担限度額を超える額を給付します。

区分	利用者負担段階区分	居住者 (滞在費の限度額)		食費の限度額
		ユニット 型個室	多床室	
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護の受給者等	820円	0円	300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	820円	370円	390円 短期入所 サービス 600円
第3段階	①本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円	370円	施設 サービス 650円 短期入所 サービス 1,000円
	②本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	1,310円	370円	施設 サービス 1,360円 短期入所 サービス 1,300円

適用要件 住民税非課税世帯

- ①別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税。
- ②預貯金等が一定額以下。
- ③非課税年金（遺族年金・障害年金）を収入として算定。

居住費等				食費
ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

施設を利用したサービスの費用

介護老人福祉施設と短期入所生活の場合（ ）内の金額になります。